

# 受益者負担の在り方の基本方針

## 1 趣旨

平成7年度策定の「相模原市行政改革大綱」において、受益と負担の適正化の観点から使用料・手数料等の見直しの方向性を示した。

その後、平成10年策定の「新相模原市行政改革大綱」、平成13年度策定の「新相模原市行政改革大綱 第二次実施計画～さがみの風～」においても、定期的な見直しを行うこととし、平成15年度に「受益者負担のあり方の基本的な考え方」を策定した。

本方針は、市が提供する行政サービスに係る受益と負担をより適正な関係とするため、従前の考え方を見直し、行政サービスの提供に係る費用の把握、行政サービスに係る経費等の負担（以下「受益者負担」という。）の対象とする経費、受益者負担の割合、市場や近隣都市との均衡、今後の見直しの進め方等について定めたものであり、受益者負担を求めている使用料・手数料等の見直し及び新たに受益者負担を求めることの是非についての検討を平成24年度以降に行うための方針である。

## 2 見直しの対象について

本方針に基づく見直しの対象は、次のとおりとする。

### (1) 既存の受益者負担等

次の料金等を対象とする。ただし、別に料金積算の基準を有している場合を除く。

ア 手数料	地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの
イ 使用料	地方自治法第225条の規定に基づき、許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収するもの
ウ 利用料金	地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させている公の施設の利用に係る料金
エ その他	ア～ウ以外に、地方自治法第224条の規定に基づく分担金、法令等に基づく負担金又は事業実施に伴い利用者等から徴収する法令等に基づかない費用など、市が市民等から徴収する費用

### (2) 新たに受益者負担を求めるサービス

市が市民等に対し何らかの便益を直接供与するサービスで、従来受益者負担を求めて

いないもの。ただし、法令の規定等により受益者負担を求めることができないことが明らかであるものを除く。

### 3 行政サービスに係る費用について

行政サービスの提供に当たっては、情報公開の観点からも、常にコスト意識を持つ必要があることから、受益者負担を求めるサービスに限らず、行政サービスに係る費用を把握することとし、その方法は次の積算基準を標準とする。

#### (1) 役務の提供の場合（手数料の場合）

原則として、1件当たりの費用の積上げで積算する。その際には、次の費用を積み上げるものとする。

なお、「1件当たり」については、費用の性質により考え方が異なることに留意する（人件費は必要な時間で考える、専用の物品は件数で按分する、など）。

#### ア 人件費（職員の給与）

役務の提供（1件当たり）に係る正規職員、再任用職員及び非常勤職員の賃金

サービスの提供に必要な事務手続等を洗い出し、それぞれの工程に必要な時間を見積もった上で、職員の平均給与を基に算出する。

#### イ 旅費

役務の提供（1件当たり）に必要な旅費

役務の提供に当たり現地調査や他機関等との調整のために必要な旅費で、特段の事情がない限り前年実績から求められる平均額などを用いる（公用車による出張を除く。）。

#### ウ 備品費

役務の提供のために使用する備品の購入費

役務の提供に用いる備品購入費を耐用年数で除し、1年当たりの費用を算出した上で、1件当たりの費用を算出する。

#### エ 消耗品費

役務の提供のために使用する消耗品費

役務の提供1件当たりに必要な消耗品の購入費

#### オ 委託料

役務の提供のための事務を委託している場合における委託料

役務の提供に要する手続で、委託している部分の1件当たりの費用を、年間の委託料を単位時間で按分するなどして算出する。システム開発委託の場合は、ソフトウェアの耐用年数で委託料を除し、1年当たりの費用を算出した上で1件当たりの費用を算出する。

※ 手数料を徴収する行政サービスは施設に附帯する（不可分である）ものではないため、施設の建設費や維持管理費などの経費は積算しない。

## カ その他

ア～オ以外で、特定の者のためにする事務に直接必要となる費用は、1件当たりで計算し、費用として把握する。

## (2) 施設利用の場合（使用料、利用料金の場合）

施設利用についても、原則として最小単位の利用に係る費用を積み上げる。プールや体育館の個人利用のように、最小単位が明確でない場合には、過去3年程度の利用実績から、利用者単位での費用を算出する。

なお、同種の施設については、施設ごとに積算することを原則とするが、合理的な理由がある場合に限り、合算して積算できるものとする。

## ア 維持管理費

利用に供する施設の維持管理に要する費用

維持管理費の内訳は、おおむね次のものである。

- ・ 施設管理に直接従事する職員の人件費（職員給与については、役務の提供の場合と同様に職員の平均給与を用いる。）
- ・ 清掃、警備、保守点検等の委託料
- ・ 備品の減価償却費相当分（施設の備品購入費を耐用年数で除し、1年当たりの費用を算出した上で、最小単位当たりの費用を積算する。）
- ・ 光熱水費、消耗品費
- ・ 通信費
- ・ 土地・建物の賃借料
- ・ その他費用

※ 指定管理者制度導入施設においては、指定管理者が作成する決算の内訳から修繕費を除いた費用の総額

施設全体（事務室、トイレ、エレベーター等の共用部分を含む。）に係る上記の費用を、施設の利用に供する部分の面積比で按分し、最小利用単位当たりの金額を算出する。

## イ 施設整備費

利用に供する施設の整備に要した費用

施設の建設等に要した費用（基本構想等の段階から）を耐用年数で除すことにより、年間当たりの費用を算出する（基本構想、基本設計、実施設計等の策定費用等も含まれるため、必ずしも減価償却費相当分とは等しくならない。）。その上で、施設の利用に供する部分の面積比で按分し、最小利用単位当たりの金額を算出する。

## ウ 用地費

購入価格に対する下落額（土地の時価を把握している場合）

建物の場合には、毎年度減価償却費を費用として計上し、途中で譲渡する場合には、おおむねそれまでの減価償却費相当分の価値を差し引いた価格で譲渡することになる（使用期間中の価値の減少分は費用として負担している。）のに対し、土地は利用することにより価値が減少する性質ではないため、減価償却を行うことができない資産であることから、使用期間中に費用を負担しているものではなく、費用に含めるべきものではないが、土地の時価を把握していて、時価が下落した場合には、下落分を費用として捉える。逆に時価が上昇した場合には、上昇分は収入として捉えることができるため、費用の縮減要素となる。

## エ その他の間接経費

指定管理者の選考やモニタリングに要する経費など、通常施設管理に直接含めないものの、施設の運営のために要する経費

### (3) その他の場合

(1)、(2)と同様に、実際の費用から、サービスの提供1件当たりに掛かる費用を算出する。

## 4 受益者負担の対象とする経費

(1) 手数料	人件費、旅費、備品費、消耗品費、委託料等を受益者負担の対象経費とする。
(2) 施設使用料	施設の維持管理費を受益者負担の対象経費とする。（施設の維持管理に係る職員の人件費を含む。）
(3) 利用料金	※施設整備費、用地費等は含まない。
(4) その他の料金等	料金等の性質により、判断することとする。

## 5 受益者負担の割合について

受益者に負担を求める際には、受益者負担の対象とする経費の全額について負担を求めるのではなく、各サービスの性質により負担する割合を決めるものとする。ただし、手数料は特定の者のために行う役務に対して、その費用を徴収するものであるため、対象経費全てを受益者負担とする。

### (1) 負担割合を判断するための視点及びその理由

受益者負担の対象とする経費について、受益者の負担割合は、当該サービスの性質に応じて次の視点により判断するものとする。

#### 《視点及び理由》

ア 選択性… 受益者がサービスを利用するか否かを主体的に選択するサービスか。

当該サービスがなくとも利用者の生活に直ちに支障を来すことがないサービスは、任意性が高く、対象者が広範に及ぶものではないことから、受益者に相応の負担を求めることが適当であるため。

イ 採算性… 多数の利用が見込まれるなどの理由により、経費を回収することができるサービスか。

利用率が高く採算性が高いサービスは、サービスの価値が相対的に高く、受益者に相応の負担を求めることが適当であるため。

※ 採算性が高い場合には、行政が提供すべきサービスかどうかについて、民間委託等の活用も含めて、検討を要する。

ウ 私益性… サービスの便益（効果）が利用者のみ及び性質のサービスか。

効果が及ぶ範囲が狭いほど、一般的には公費負担の妥当性が低い。ため。

エ 占有性… 利用者が占有することで、サービス利用の間他の利用者が利用できない性質のサービスか。

利用者が占有し、利用の間は他者が利用できない性質のサービスは、需要に対するサービスの価値が比較的明確（需要が高い→価値（価格）が高い、需要が低い→価値（価格）が低い。）であるが、同時に多数の者が利用できるサービスはサービスの価値（価格）を決定する尺度が乏しく、価格面などを公共がコントロールして供給することが適当であるため。

オ 専用性… 費用を負担しない者の利用を排除することができるサービスか。

ただ乗り（フリーライド）を排除できない性質の（専用性が低い）サービスは、民間からの参入が見込まれず、公共によるサービスの供給を行うことが適当であるため。

※ 専用性が低く、そもそも料金の徴収が困難な場合には、負担を求めないこととする。

## （２）視点への該当性を判断する基準

（１）における各視点への該当性の具体的判断基準は次のとおりである。判断理由については、各業務を所管する所属において説明責任を有する。

### 《判断基準》

視点	基準
ア 選択性	<p>当該サービスの利用について、受益者が任意に選択できるものかどうかの視点により、「高」、「中」、「低」に分類する。この場合、「選択できる」とは、他に同様のサービスを供給する者がいるかということではなく、利用者の意思に委ねられている性質であるかという点に注意する。</p> <p>例えば、プールの場合、通常は利用するかどうかは受益者の任意によるものと考えられるため「高」と判断でき、市営住宅の場合、住居は必要不可欠のものであるため、「低」となる。</p>
イ 採算性	<p>主に施設の利用率等から、経費回収の可能性を勘案して採算性を判断し、「高」、「中」、「低」に分類する。</p> <p>例えば同じ会議室であっても、立地により利用率が異なることが考えられるため、実情に応じて「高」～「低」を分類する。この際、市域において画一的なサービスを複数の箇所で開催しているものについては、違いを考慮しないが、同種のサービスであっても、設備が異なるもの（ホール、プール等）については、立地による違いを考慮する。また、手数料のように固定経費が少なく、基本的には経費の回収が申請件数の多寡に影響されないものは「高」となる。</p>
ウ 私益性	<p>サービスの効果が及ぶ範囲が利用者に限られる性質であるかどうかの視点により、「高」、「中」、「低」に分類する。この場合における効果は、サービスにより直接的にもたらされるものとは限らないため、その点が「専用性」とは異なる。</p> <p>例えば、健康診断の場合、自らの健康状態を知ることができるという直接の便益を受けられるのは受診者に限られる（専用性：高）が、健康診断の受診が適切な健康管理につながれば、それが結果として医療費の削減をもたらす可能性があるものであり、間接的には効果が広く及ぶものであるため、「中」若しくは「低」となる。</p>

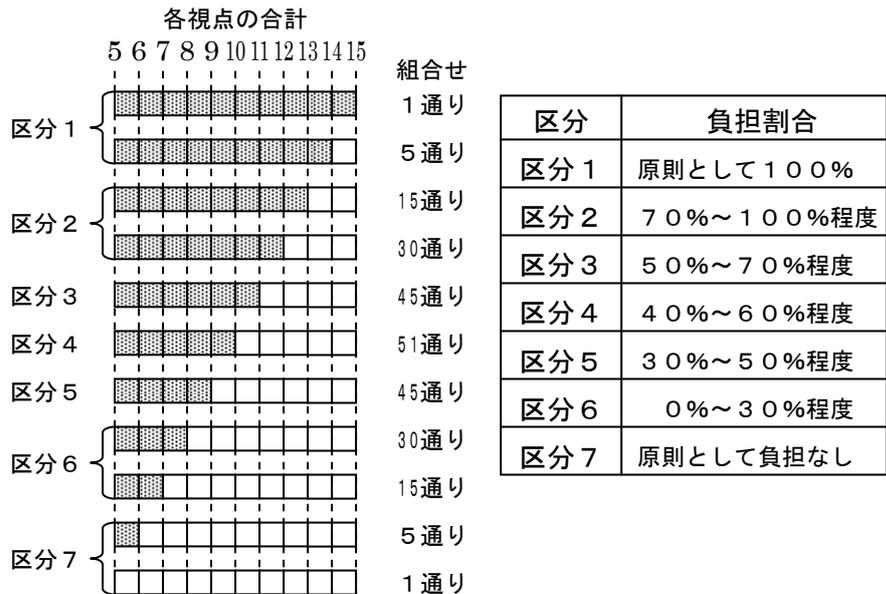
<p><b>エ 占有性</b></p>	<p>他の利用者がサービスを利用している間は、他の者が当該サービスを利用できない性質か(当該利用者のためだけの性質か)により、「高」、「中」、「低」に分類する。</p> <p>例えば、会議室の場合、特定の時間帯を他の利用者が利用する場合にはその間は占有されてしまうことから、占有性は「高」と判断でき、温泉の場合は誰かが先に入っている場合でも利用はできるものの、一定以上の利用では混雑状態となり、適正利用に比べると便益は低下するので、「中」となる。また、一般ごみ収集では、それぞれの人が受けられる便益は等しく、「低」となる。</p>
<p><b>オ 専用性</b></p>	<p>サービスの利用に際し、費用の負担が必要であると仮定した場合に、料金を支払わない者が便益を受けられないようにすることができる性質かどうかの視点により、「高」、「中」、「低」に分類する。</p> <p>例えば、料金と引き換えに証明書を交付するサービスや、入場口で料金を支払わなければ利用できないサービスは、フリーライドの問題は生じにくく、便益の及ぶ範囲は基本的にサービス利用者に限られるため「高」となり、一般ごみ収集では、不法投棄の問題から、フリーライドの問題の解消は困難であり、「低」となる。</p>

**(3) 負担割合について**

(1) の各視点への該当状況による受益者の負担割合は、次のとおりとする。

**○ 受益者の負担割合**

各視点への該当性が高いほど、受益者による負担が求められる性質のサービスであることから、高いものからより多くの負担を求めるものとする。この場合、「高」= 3、「中」= 2、「低」= 1 としたときの合計の数値により判定することとする。



※ 上表にかかわらず、「専用性」が「低」であり、料金の徴収が不可能な場合は、負担を求めないことも可能とする。

#### (4) 減免規定について

(1) から (3) までで整理したとおりに行政サービスについての受益者負担の割合を判断した上で、特定の利用者について別に料金を設定する場合においては、平成15年度に策定した「減免規定の基本的な考え方」の趣旨を引き継ぎ、次のとおりの考え方によるものとする。

なお、「減免規定の基本的な考え方」では、「障害者、高齢者やひとり親家庭に対する福祉減免については、福祉施策として導入したものである。減免制度を見直すに当たり、その必要性について別途検討を行う。」としていたところであることから、当時の減免規定の見直しの考え方を引き継ぎ、継続するものとする。

##### ≪減免規定の考え方≫

###### ア 基本的な考え方

公の施設にあっては、行政は市民が活動する場を提供し、市民は利用に際して応分の負担を支払う基本に立ち返り、減免はあくまで例外的な取り扱いとし、今後は、施設の設置目的と利用内容を照らし合わせた中で、減免の対象を最小限度にする。

###### イ 具体的な対応

- (ア) 市（市立小学校及び中学校を含む。）の主催あるいは共催事業（行事）についても減免対象から除く。
- (イ) 「その他必要に応じて市長が定めることができる」規定は原則として設けない。
- (ウ) 国又は県の主催行事を減免対象から除く。
- (エ) 施設の設置目的に沿った利用に際し、独自に減免規定を設けることは認めるが、最小限の範囲に留める。

## 6 受益者に負担を求める金額と市場価格及び近隣地方公共団体の料金との比較について

---

受益者に負担を求める金額については、「4 受益者負担の対象とする経費」を基に、「5 受益者負担の割合について」に定める負担割合に基づき積算する。ただし、次の事項について考慮するものとする。

## **(1) 市場価格との比較について**

費用の積上げ及び負担割合により積算された料金等の金額が、民間において提供している同種のサービスと比べ、著しく安価である場合、可能な限り市場価格に近づけるものとする。これは、特定の受益者に対するサービスの提供に当たり、受益者にとっての当該サービスの価値そのものに着目し、サービスの対価の目安として一般的な水準（＝市場価格）との均衡を図ることとするもので、併せて民業を圧迫することがないように配慮するものである。

一方、著しく高価である場合には、料金の均衡を図ると同時に、今後のサービスの提供の在り方について再考するものとする。

## **(2) 近隣地方公共団体との比較について**

(1)のほか、必要に応じて近隣地方公共団体における同種のサービスの提供に係る料金等を考慮することも可能とする。これは、近隣地方公共団体との差に起因する不公平感を解消するためのものであるが、そもそも各地方公共団体により料金等の設定の考え方が異なることから、一律に料金等を調整することは、特に慎重に判断するものとする。

# **7 手数料、使用料、利用料金等の見直しの進め方**

---

本方針を踏まえた実際の料金等の見直しに当たっては、料金等の積算の考え方のほか、次の事項によるものとする。

## **(1) 見直しのスケジュールについて**

現行の受益者負担額の見直しに当たっては、速やかに、行政サービスに係る費用を把握することとし、その結果を踏まえ、見直しの検討を進める。

なお、見直しに当たっては、「手数料」、「施設使用料及び利用料金」、「その他の受益者負担」に区分し、それぞれ目標年度を設定して進めることとする。以後は物価等の変動を考慮し、3年に1度の周期で定期的・継続的に見直しを実施するものとし、具体的方法等は、別に定める。

なお、現在政策的に受益者に負担を求めないこととしている料金等についても見直しを行う。

## **(2) 激変緩和措置について**

本方針に基づく受益者負担の試算の結果、従来の料金等と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合については、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように料金等の設定をする。この場合、「一定の幅」とは、原則として、現行の料金等の1.3倍を超えない範囲とし、料金等を所管する所属において決定する。

なお、次回以降の見直しの際も同様の考え方により急激な変化を避けることとし、最終的には適正な水準とすることとする。

## **8 その他留意事項**

---

### **(1) 政策的料金の導入**

例えば証明書の交付手数料を窓口での料金よりも安く設定することで、政策的に自動交付機の活用促進の方向に誘導するなど、料金等について政策的に決定する必要がある場合は、本方針にかかわらず料金等の設定を可能とする。

### **(2) 受益者負担の割合を判断するための視点への該当性の判断の例外**

受益者負担の割合を判断するための視点への該当性を判断する場合には、原則として、サービス等の性質から判断することとするが、政策的な整合性（市が定める計画等により政策的に推進することとしている場合には、政策の推進を優先するなど）に留意して判断するものとする。